

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ユニバーサルサービス政策委員会（第19回） ご説明資料

ソフトバンク株式会社
2021年2月26日

1. はじめに

2. 公衆電話の在り方について

- ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方
- 社会経済環境の変化を見据えた設置基準等の在り方
- 災害時用公衆電話の在り方

3. 災害時における当社の取り組み（一例）

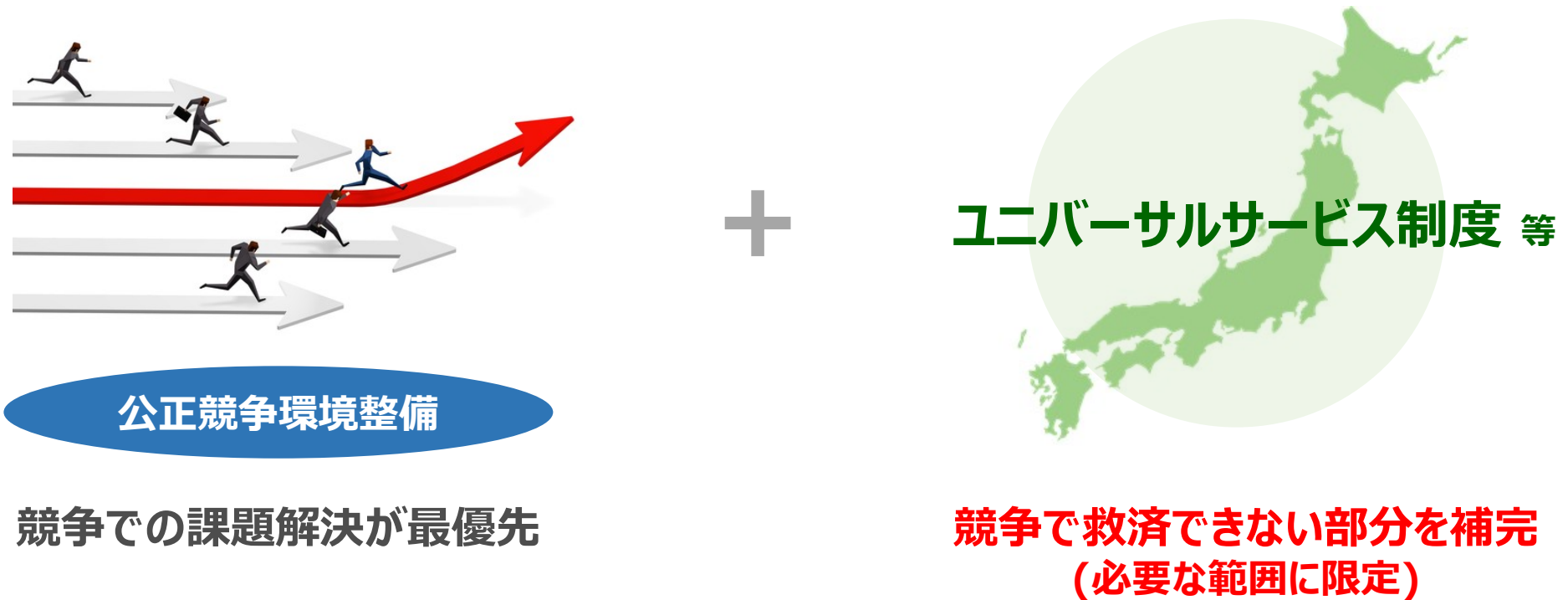
1. はじめに

2. 公衆電話の在り方について

- ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方
- 社会経済環境の変化を見据えた設置基準等の在り方
- 災害時用公衆電話の在り方

3. 災害時における当社の取り組み（一例）

通信基盤の整備・サービスの提供は、**競争による促進が第一**であり、**ユニバーサルサービス制度は競争の補完的手法の一つ**との認識



サービスの利用実態や環境変化を踏まえた見直しにおいては、**利用者利便の確保を念頭に置きつつ、公正競争を阻害しないよう留意が必要**

1. はじめに

2. 公衆電話の在り方について

- ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方
- 社会経済環境の変化を見据えた設置基準等の在り方
- 災害時用公衆電話の在り方

3. 災害時における当社の取り組み（一例）

第一種公衆電話については、下記観点での必要性に変わりなく、
引き続きユニバーサルサービスとして維持することが適当

第一種公衆電話



① 社会生活上の安全

- ・ 災害時に全数が優先接続の対象
- ・ 停電時も局給電により通話可能

② 戸外における最低限の通信手段

- ・ 全ての国民や外国人等が事前契約なく利用可能

社会経済環境の変化を見据えた設置基準等の在り方

公衆電話の利用実態や収支の状況を踏まえた 設置基準の見直し(緩和)は、交付金の最小化という観点では適切

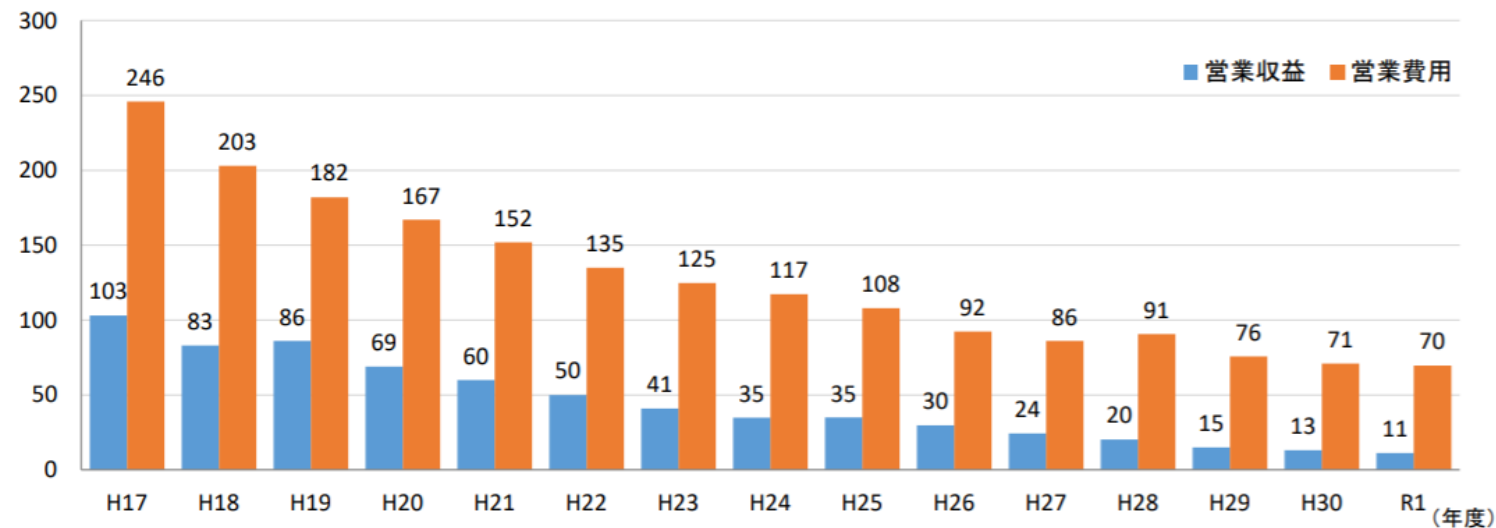
常設公衆電話の収支の推移【NTT東西合計】

10

- 常設公衆電話の収支は悪化の一途をたどっており、とりわけ第一種公衆電話に係る赤字が大きい。

(単位:億円)

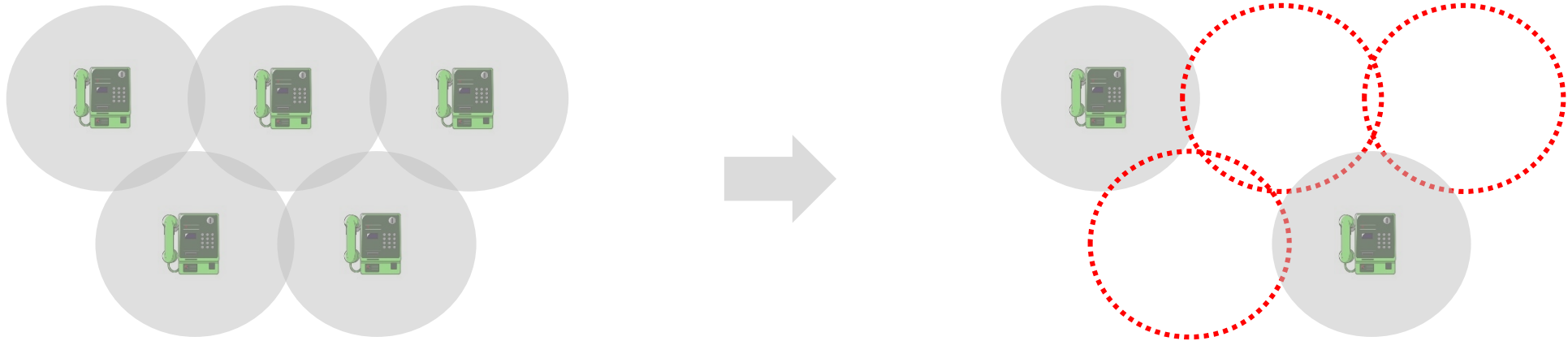
常設公衆電話の収支の推移【NTT東西合計】(公衆電話全体)



※ 指定電気通信役務損益明細表の基礎データを元に算定。ただし、上記の営業収益にはユニバーサルサービス交付金が、営業費用にはユニバーサルサービス負担金及びテレホンカード引当金繰入額が、それぞれ含まれていない。

一方、ユニバーサルサービスとして公衆電話に期待される役割に鑑みれば、
利用の減少・収支悪化のみを理由にした削減は困難

【設置基準緩和のイメージ】



ユニバーサルサービスとしての公衆電話機能※の低下

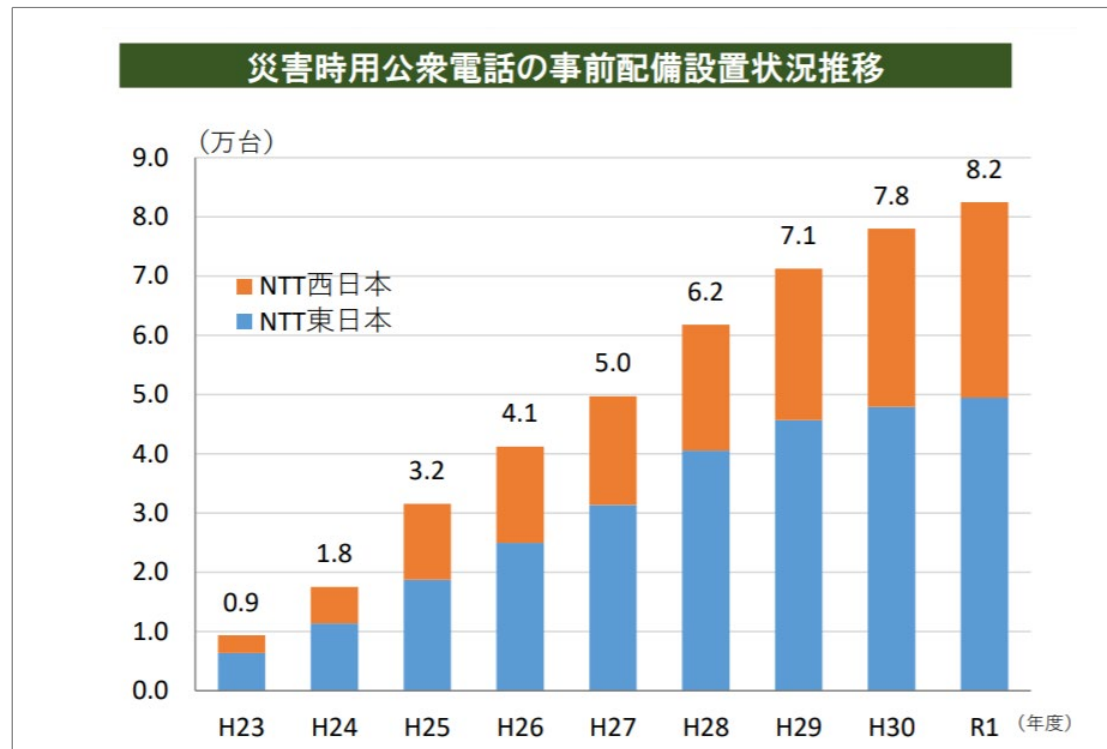
※社会生活上の安全・戸外における最低限の通信手段の確保

現行基準の変更の必要性はないと考える

(利用者利便を低下させない前提での基準緩和が可能であれば検討の余地あり)

災害時用公衆電話の在り方

昨今の自然災害の多発・甚大化等を踏まえれば、災害時用公衆電話も
ユニバーサルサービスとして公衆電話に期待される役割を担っていると考える
(社会生活上の安全確保・戸外における最低限の通信手段)



台数も増加傾向であり、
災害時用公衆電話のニーズの高まり
を示していると考え

災害時用公衆電話の在り方

仮にユニバーサルサービスとして新たに位置づける場合には、**下記の検討が必要**

現状①：NTT東西殿の考え方に基づく事前設置

特設公衆電話の事前設置の考え方等

39

- 原則として、①国民保護法等に基づき指定された避難場所のうち、各市区町村から設置要望があった避難所、②大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設等のうち、地震帰宅困難者対策協議会等からの設置要望があり、かつ、NTT東西との設置協議が調った施設を対象に事前設置。
- NTT東西から提示された設置の考え方等について、関係事業者から特段の反対は示されていない。

1. 事前設置の考え方

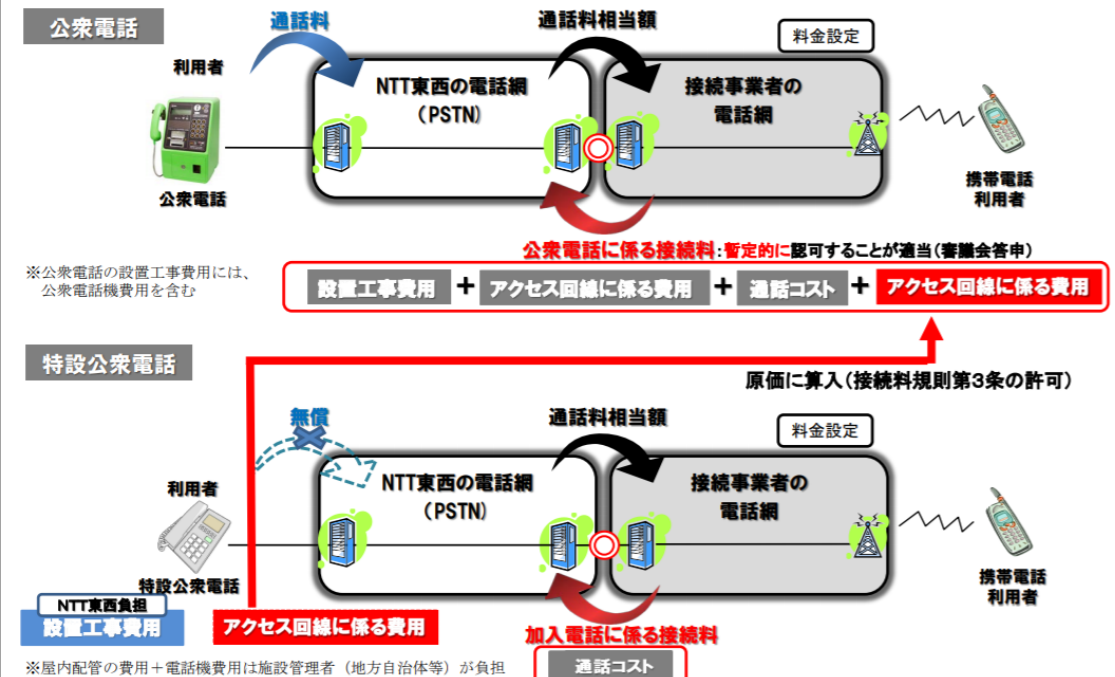
区分	設置対象	主な対象施設	設置の考え方
①避難所	原則、国民保護法及び国民保護法施行令に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等)のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所	小中学校 公民館 等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上決定
②都市部における帰宅困難者対策拠点	原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した施設(公共施設、駅等)*のうち、地震帰宅困難者対策協議会または自治体等から設置要望があり、かつ、NTT東西と設置に関する協議が調った施設	公共施設 駅 等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定 ただし、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断

※現時点では、NTT東日本は「首都直下地震帰宅困難者対策協議会」(東京都等)における「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に規定される施設等を対象としている。
NTT西日本は「大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」(大阪市)と対応を協議中。

現状②：公衆電話接続料原価への費用算入

平成25年度以降の特設公衆電話の費用の負担方法(公衆電話の接続料原価への算入)

38



設置基準の明確化

費用負担の在り方(接続料原価からの除外)

1. はじめに

2. 公衆電話の在り方について

- ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方
- 社会経済環境の変化を見据えた設置基準等の在り方
- 災害時用公衆電話の在り方

3. 災害時における当社の取り組み（一例）

災害発生時には、被災地に向け全国より要員・機材を投入し、早期復旧に尽力

【災害復旧機材】



移動基地局車



移動電源車



可搬型発電機



可搬型移動基地局



可搬型衛星アンテナ



マイクロエントランス



気球中継装置

平時の対策により、災害発生時のネットワークへの影響を最小化

水没対策



設備の嵩上げ
(嵩上げ局は1.5倍程度のコストが必要)

停電対策



ディーゼル発電機



LPガス発電機

被災地域における自治体や利用者向けに、通信手段を無償提供

自治体等



被災地域での連絡手段や復興活動用に
衛星電話、携帯電話等を無償提供

避難所等



避難された方の連絡手段として
Wi-Fiスポット、充電器、携帯電話等を無償提供